

議案第 5 号

令和 4 年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分について

令和 4 年度阪神水道企業団水道事業剰余金を次のとおり処分する。

令和 5 年 11 月 24 日 提出

阪神水道企業団  
企業長 吉 田 延 雄

1	当年度未処分利益剰余金	979,682,713 円
2	利益剰余金処分量	
	(1) 利益積立金	<u>979,682,713 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>0 円</u>

(根拠規定)

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考)

地方公営企業法 めきがき

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

(第3項及び第4項省略)